

毎週月・水・金曜日発行

富 山 県 報

令和5年4月28日

金 曜 日

号 外(2)

目 次

告 示	
○富山海区における定置漁業、区画漁業及び共同漁業の漁場計画	1

~~~~~

### 告 示

~~~~~

富山県告示第220号

富山海区における定置漁業、区画漁業及び共同漁業の漁場計画について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第64条第 3 項の規定により、海区漁場計画を作成したので、その内容及び漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第47号）第24条に定める事項について、同法第64条第 6 項の規定により公示する。

令和 5 年 4 月 28 日

富山県知事 新 田 八 朗

第 1 定置漁業

1	公 示 番 号	定第 1 号（境岸）
免 許 の 内 容	(1) 漁業の名称	あじ、さば定置漁業
	(2) 漁業の時期	4 月 1 日から 8 月 31 日まで
	(3) 漁場の位置	富山県下新川郡朝日町地先
	(4) 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度59分25.4秒 東経 137度37分10.0秒 (富山県漁場測量標（以下「測量標」という。）第100-2号から第 102-2号の見透線を基準として 297度59分 1,609メートルの点) イ 北緯36度58分58.8秒 東経 137度37分17.6秒 (同 323度12分 967メートルの点) ウ 北緯36度58分57.7秒 東経 137度37分10.9秒 (同 316度08分 836メートルの点) エ 北緯36度59分21.8秒 東経 137度36分57.2秒 (同 287度01分 1,438メートルの点)
3	制限又は条件	なし

<p>定第2号(境)</p> <p>あじ、さば定置漁業</p> <p>4月1日から8月31日まで</p> <p>富山県下新川郡朝日町地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度59分50.7秒 東経 137度37分02.9秒 (測量標第 100-2号から第 102-2号の見透線を基準として 288度23分 2,341メートルの点)</p> <p>イ 北緯36度59分25.4秒 東経 137度37分10.0秒 (同 297度59分 1,609メートルの点)</p> <p>ウ 北緯36度59分21.8秒 東経 137度36分57.2秒 (同 287度01分 1,438メートルの点)</p> <p>エ 北緯36度59分34.6秒 東経 137度36分49.9秒 (同 280度11分 1,826メートルの点)</p> <p>なし</p>	<p>定第3号(宮崎)</p> <p>あじ、さば、ぶり定置漁業</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>富山県下新川郡朝日町地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度59分14.7秒 東経 137度34分53.5秒 (測量標第 108-2号から第 110-2号の見透線を基準として 124度34分 1,530メートルの点)</p> <p>イ 北緯36度58分36.9秒 東経 137度35分10.1秒 (同 144度24分 320メートルの点)</p> <p>ウ 北緯36度58分33.6秒 東経 137度35分02.5秒 (同 102度25分 268メートルの点)</p> <p>エ 北緯36度59分02.3秒 東経 137度34分41.0秒 (同 106度56分 1,298メートルの点)</p> <p>なし</p>
---	--

定第4号(目合又)	定第5号(旧和合)
ぶり、さば定置漁業	あじ、さば、ぶり定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県下新川郡入善町地先	富山県下新川郡入善町地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度57分04.8秒 東経137度28分12.2秒 (測量標第175-3号から第77-2号の見透線を基準として 282度36分56秒 753.996メートルの点) イ 北緯36度56分48.1秒 東経137度28分15.0秒 (同270度12分17秒 243.755メートルの点) ウ 北緯36度56分44.5秒 東経137度28分08.2秒 (同227度17分19秒 294.122メートルの点) エ 北緯36度56分55.4秒 東経137度27分53.9秒 (同241度22分21秒 768.778メートルの点)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度57分19.0秒 東経137度28分00.7秒 (測量標第175-3号から第77-2号の見透線を基準として 274度37分12秒 1,257.924メートルの点) イ 北緯36度57分04.8秒 東経137度28分12.2秒 (同282度36分56秒 753.996メートルの点) ウ 北緯36度56分55.4秒 東経137度27分53.9秒 (同241度22分21秒 768.778メートルの点) エ 北緯36度57分05.8秒 東経137度27分40.1秒 (同244度19分28秒 1,233.245メートルの点)
なし	なし

<p>定第6号(川中)</p> <p>あじ、さば、ぶり定置漁業</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>富山県下新川郡入善町地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度56分43.7秒 東経 137度27分03.9秒 (測量標第 129-2号から第 127号の見透線を基準として 299度21分 1,160メートルの点)</p> <p>イ 北緯36度56分39.1秒 東経 137度27分06.5秒 (同 304度01分 1,033メートルの点)</p> <p>ウ 北緯36度56分25.5秒 東経 137度27分05.9秒 (同 311度25分 626メートルの点)</p> <p>エ 北緯36度56分21.3秒 東経 137度26分55.0秒 (同 284度28分 462メートルの点)</p> <p>オ 北緯36度56分35.2秒 東経 137度26分44.4秒 (同 271度30分 939メートルの点)</p> <p>なし</p>	<p>定第7号(鷹野)</p> <p>あじ、さば定置漁業</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>富山県黒部市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度52分42.4秒 東経 137度24分35.3秒 (測量標第 141-2号から第 140-2号の見透線を基準として 307度06分 1,029メートルの点)</p> <p>イ 北緯36度52分35.8秒 東経 137度25分00.7秒 (同 336度20分 466メートルの点)</p> <p>ウ 北緯36度52分26.7秒 東経 137度24分58.5秒 (同 301度22分 281メートルの点)</p> <p>エ 北緯36度52分27.7秒 東経137度24分32.2秒 (同 280度31分 906メートルの点)</p> <p>なし</p>
--	---

定第8号(大島)	定第9号(藤吉)
あじ、さば定置漁業	ぶり定置漁業
3月1日から7月31日まで	9月1日から翌年3月31日まで
富山県魚津市地先	富山県魚津市地先
<p>次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結ぶ3直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度52分00.9秒 東経 137度24分24.4秒 (測量標第 143号から第 142号の見透線を基準として 265度50分 649メートルの点)</p> <p>イ 北緯36度51分48.7秒 東経 137度24分36.9秒 (同 224度32分 258メートルの点)</p> <p>ウ 北緯36度51分49.8秒 東経 137度24分12.4秒 (同 234度44分 859メートルの点)</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度51分10.7秒 東経 137度23分59.7秒 (測量標第 147号から第 145号の見透線を基準として 315度55分 1,223メートルの点)</p> <p>イ 北緯36度50分59.5秒 東経 137度24分24.7秒 (同 347度08分 731メートルの点)</p> <p>ウ 北緯36度50分51.5秒 東経 137度24分18.5秒 (同 330度35分 497メートルの点)</p> <p>エ 北緯36度50分55.3秒 東経 137度23分52.0秒 (同 292度07分 980メートルの点)</p>
<p>漁業調整のため次のエ及びオの点を結ぶ正線から北側に漁具を敷設してはならない。</p> <p>エ 北緯36度51分57.7秒 東経 137度24分21.0秒 (測量標第 143号から第 142号の見透線を基準として 255度14分 685メートルの点)</p> <p>オ 北緯36度51分56.0秒 東経 137度24分29.4秒 (同 257度32分 471メートルの点)</p>	なし

定第10号 (ガケノ当)	定第11号 (高峰)
あじ、さば定置漁業	ぶり定置漁業
4月1日から8月31日まで	9月1日から翌年3月31日まで
富山県魚津市地先	富山県魚津市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度50分51.4秒 東経 137度23分53.3秒 (測量標第 147号から第 145号の見透線を基準として 287度23分 886メートルの点) イ 北緯36度50分38.1秒 東経 137度24分11.5秒 (同 267度54分 300メートルの点) ウ 北緯36度50分34.4秒 東経 137度24分09.9秒 (同 247度00分 334メートルの点) エ 北緯36度50分41.7秒 東経 137度23分47.7秒 (同 266度03分 899メートルの点)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度50分32.3秒 東経 137度23分27.6秒 (測量標第 148号から第 147号の見透線を基準として 262度23分 1,048メートルの点) イ 北緯36度50分17.9秒 東経137度23分57.2秒 (同 253度05分 194メートルの点) ウ 北緯36度50分11.3秒 東経137度23分54.1秒 (同 205度12分 294メートルの点) エ 北緯36度50分10.0秒 東経137度23分27.3秒 (同 222度16分 939メートルの点)
なし	なし

定第12号（杉の端）	定第13号（沖住吉）
あじ、さば定置漁業	ぶり定置漁業
3月15日から11月20日まで	9月1日から翌年3月20日まで
富山県魚津市地先	富山県魚津市地先
<p>次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結ぶ3直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度50分05.4秒 東経 137度23分31.3秒 （測量標第 149－2号から第 150－2号の見透線を基準として 73度38分 618メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度49分53.4秒 東経 137度23分47.5秒 （同14度11分 434メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度49分50.6秒 東経 137度23分17.6秒 （同48度21分 1,065メートルの点）</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度48分40.3秒 東経 137度23分04.3秒 （測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 71度05分 658メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度48分24.6秒 東経 137度23分24.5秒 （同 338度40分 203メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度48分18.5秒 東経 137度23分15.6秒 （同 353度22分 482メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度48分29.4秒 東経 137度22分51.7秒 （同 41度42分 899メートルの点）</p>
なし	なし

定第14号（鴻津一番）	定第15号（イゴ場）
ほたるいか定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月21日から8月31日まで	3月21日から8月31日まで
富山県魚津市地先	富山県魚津市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度48分39.0秒 東経 137度22分55.1秒 （測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 61度49分 855メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度48分27.9秒 東経 137度23分08.0秒 （同34度35分 502メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度48分27.1秒 東経 137度23分07.3秒 （同32度20分 523メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度48分33.7秒 東経 137度22分50.4秒 （同50度04分 934メートルの点）</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度48分27.5秒 東経 137度23分07.6秒 （測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 33度25分 512メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度48分19.5秒 東経 137度23分17.6秒 （同 351度07分 427メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度48分19.1秒 東経 137度23分17.1秒 （同 351度16分 444メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度48分23.9秒 東経 137度23分04.4秒 （同 24度45分 619メートルの点）</p>
なし	なし

定第16号 (川原中)	定第17号 (堂形)
ほたるいか定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月21日から8月31日まで	3月13日から8月31日まで
富山県魚津市地先	富山県滑川市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度48分18.1秒 東経 137度23分01.6秒 (測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 13度39分 758メートルの点) イ 北緯36度48分08.7秒 東経 137度23分08.8秒 (同 349度15分 826メートルの点) ウ 北緯36度48分08.4秒 東経 137度23分07.9秒 (同 350度03分 845メートルの点) エ 北緯36度48分14.9秒 東経 137度22分57.7秒 (同 11度12分 892メートルの点)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度48分18.3秒 東経 137度22分36.8秒 (測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 110度21分 673メートルの点) イ 北緯36度48分03.5秒 東経 137度22分46.8秒 (同 138度08分 183メートルの点) ウ 北緯36度48分02.9秒 東経 137度22分45.4秒 (同 127度13分 162メートルの点) エ 北緯36度48分15.3秒 東経 137度22分31.3秒 (同 96度12分 653メートルの点)
なし	なし

<p>定第18号（一本松）</p> <p>ほたるいか定置漁業</p> <p>3月13日から8月31日まで</p> <p>富山県滑川市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度48分35.4秒 東経 137度22分26.5秒 （測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 107度10分 1,259メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度48分18.8秒 東経 137度22分36.7秒 （同 110度35分 690メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度48分18.2秒 東経 137度22分35.6秒 （同 107度49分 682メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度48分31.2秒 東経 137度22分18.7秒 （同 96度33分 1,231メートルの点）</p> <p>なし</p>	<p>定第19号（沖の網）</p> <p>ぶり定置漁業</p> <p>9月1日から翌年3月12日まで</p> <p>富山県滑川市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度48分46.6秒 東経 137度22分28.3秒 （測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 113度28分 1,571メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度48分01.3秒 東経 137度22分39.6秒 （同 75度57分 188メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度47分56.6秒 東経 137度22分35.0秒 （同 32度40分 268メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度48分16.2秒 東経 137度22分02.8秒 （同 67度38分 1,208メートルの点）</p> <p>なし</p>
--	--

定第20号（吉浦）	定第21号（表当）
ほたるいか定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月21日から8月31日まで	3月1日から8月31日まで
富山県滑川市地先	富山県滑川市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度48分13.6秒 東経 137度22分14.0秒 （測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 71度31分 928メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度48分01.4秒 東経 137度22分28.2秒 （同54度24分 449メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度48分00.7秒 東経 137度22分27.4秒 （同51度19分 463メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度48分09.9秒 東経 137度22分09.9秒 （同62度29分 965メートルの点）</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度48分00.6秒 東経 137度21分56.3秒 （測量標第 158号から第 157号の見透線を基準として 295度16分 905メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度47分47.1秒 東経 137度22分05.0秒 （同 316度12分 505メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度47分46.4秒 東経 137度22分03.8秒 （同 313度25分 476メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度47分54.9秒 東経 137度21分49.8秒 （同 281度52分 761メートルの点）</p>
なし	なし

<p>定第22号（鉄砲）</p> <p>ほたるいか定置漁業</p> <p>3月1日から8月31日まで</p> <p>富山県滑川市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度48分20.4秒 東経 137度21分53.8秒 （測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 68度01分 1,465メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度48分07.2秒 東経 137度22分05.4秒 （同55度52分 1,042メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度48分06.2秒 東経 137度22分04.2秒 （同53度49分 1,062メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度48分15.3秒 東経 137度21分47.5秒 （同60度09分 1,542メートルの点）</p> <p>なし</p>	<p>定第23号（青掛）</p> <p>ほたるいか定置漁業</p> <p>3月1日から8月31日まで</p> <p>富山県滑川市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度47分49.7秒 東経 137度21分32.5秒 （測量標第 158号から第 159号の見透線を基準として 75度41分 872メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度47分33.5秒 東経 137度21分38.1秒 （同42度22分 530メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度47分33.1秒 東経 137度21分36.5秒 （同40度36分 568メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度47分47.5秒 東経 137度21分24.9秒 （同65度33分 986メートルの点）</p> <p>なし</p>
--	--

定第24号（深栗）	定第25号（脇詰）
いわし定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月1日から8月31日まで	3月1日から8月31日まで
富山県滑川市地先	富山県滑川市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度47分40.5秒 東経 137度21分07.8秒 （測量標第 159号から第 160－2号の見透線を基準として 79度54分 993メートルの点） イ 北緯36度47分24.8秒 東経 137度21分16.4秒 （同56度47分 557メートルの点） ウ 北緯36度47分24.3秒 東経 137度21分15.1秒 （同54度12分 581メートルの点） エ 北緯36度47分36.8秒 東経 137度21分01.3秒 （同69度27分 1,055メートルの点）	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度46分38.2秒 東経 137度20分03.7秒 （測量標第 162－2号から第 164号の見透線を基準として 58度37分 865メートルの点） イ 北緯36度46分28.7秒 東経 137度20分18.6秒 （同28度37分 561メートルの点） ウ 北緯36度46分27.9秒 東経 137度20分18.0秒 （同27度17分 585メートルの点） エ 北緯36度46分33.7秒 東経 137度20分00.2秒 （同50度12分 957メートルの点）
なし	なし

<p>定第26号（小村崎）</p> <p>ほたるいか定置漁業</p> <p>3月1日から8月31日まで</p> <p>富山県滑川市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度46分22.4秒 東経 137度20分02.5秒 （測量標第 164号から第 162－2号の見透線を基準として 322度48分 824メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度46分16.3秒 東経 137度20分09.9秒 （同 338度13分 647メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度46分15.6秒 東経 137度20分09.0秒 （同 336度28分 620メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度46分19.7秒 東経 137度19分59.3秒 （同 316度22分 749メートルの点）</p> <p>なし</p>	<p>定第27号（中村崎）</p> <p>ほたるいか定置漁業</p> <p>3月1日から8月31日まで</p> <p>富山県滑川市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度46分26.8秒 東経 137度19分57.1秒 （測量標第 164号から第 162－2号の見透線を基準として 315度32分 977メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度46分22.1秒 東経 137度20分02.0秒 （同 322度01分 815メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度46分21.2秒 東経 137度20分01.0秒 （同 319度58分 789メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度46分23.4秒 東経 137度19分53.5秒 （同 308度36分 897メートルの点）</p> <p>なし</p>
--	--

<p>定第28号（沖松原）</p> <p>ほたるいか定置漁業</p> <p>3月1日から8月31日まで</p> <p>富山県滑川市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度46分14.7秒 東経 137度19分54.5秒 （測量標第 164号から第 162-2号の見透線を基準として 303度17分 637メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度46分05.2秒 東経 137度20分01.8秒 （同 312度35分 300メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度46分04.5秒 東経 137度20分00.8秒 （同 306度46分 287メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度46分11.5秒 東経 137度19分49.9秒 （同 289度35分 609メートルの点）</p> <p>なし</p>	<p>定第29号（五社）</p> <p>ほたるいか定置漁業</p> <p>3月1日から8月31日まで</p> <p>富山県滑川市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度46分18.6秒 東経 137度19分30.3秒 （測量標第 164号から第56号の見透線を基準として 76度25分 1,107メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度46分05.5秒 東経 137度19分41.8秒 （同64度45分 642メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度46分04.8秒 東経 137度19分40.8秒 （同62度06分 655メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度46分15.6秒 東経 137度19分25.9秒 （同69度23分 1,140メートルの点）</p> <p>なし</p>
--	--

定第30号 (大恵比須)	定第31号 (筒高)
かつお定置漁業	ほたるいか定置漁業
9月1日から翌年2月末日まで	3月1日から8月31日まで
富山県滑川市地先	富山県滑川市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度46分47.0秒 東経 137度19分32.9秒 (測量標第 164号から第56号の見透線を基準として 100度24分 1,765メートルの点)</p> <p>イ 北緯36度46分00.3秒 東経 137度19分52.2秒 (同 61度13分 340メートルの点)</p> <p>ウ 北緯36度45分53.1秒 東経137度19分42.0秒 (同 28度45分 570メートルの点)</p> <p>エ 北緯36度46分21.1秒 東経 137度19分03.0秒 (同 64度02分 1,720メートルの点)</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度46分00.7秒 東経 137度19分17.2秒 (測量標第56号から第 164号の見透線を基準として 274度55分 834メートルの点)</p> <p>イ 北緯36度45分49.5秒 東経137度19分19.1秒 (同 259度23分 536メートルの点)</p> <p>ウ 北緯36度45分49.2秒 東経 137度19分17.9秒 (同 256度37分 553メートルの点)</p> <p>エ 北緯36度45分59.3秒 東経 137度19分12.0秒 (同 266度18分 876メートルの点)</p>
なし	なし

定第32号（沖筒高）	定第33号（土用）
ほたるいか定置漁業	いわし定置漁業
3月1日から8月31日まで	9月1日から翌年2月末日まで
富山県滑川市地先	富山県富山市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度46分10.5秒 東経 137度19分14.2秒 （測量標第56号から第 164号の見透線を基準として 279度48分 1,134メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度46分00.8秒 東経 137度19分19.3秒 （同 278度04分 810メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度46分00.3秒 東経 137度19分18.4秒 （同 276度21分 809メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度46分08.4秒 東経 137度19分10.5秒 （同 274度08分 1,124メートルの点）</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度45分54.4秒 東経 137度19分01.9秒 （測量標第 167-2号から第56号の見透線を基準として 287度23分 752メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度45分51.7秒 東経 137度19分02.5秒 （同 288度57分 670メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度45分52.3秒 東経 137度19分05.9秒 （同 295度48分 698メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度45分43.3秒 東経 137度19分07.9秒 （同 308度21分 444メートルの点）</p> <p>オ 北緯36度45分41.9秒 東経 137度19分00.6秒 （同 284度15分 367メートルの点）</p> <p>カ 北緯36度45分52.6秒 東経 137度18分55.1秒 （同 273度50分 710メートルの点）</p>
なし	なし

<p>定第34号（八源）</p> <p>ほたるいか定置漁業</p> <p>3月1日から8月31日まで</p> <p>富山県富山市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度45分59.8秒 東経 137度18分58.4秒 （測量標第 167-2号から第56号の見透線を基準として 281度49分 920メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度45分45.3秒 東経 137度19分01.1秒 （同 286度02分 469メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度45分45.0秒 東経 137度18分59.6秒 （同 281度35分 463メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度45分58.4秒 東経 137度18分53.0秒 （同 272度58分 897メートルの点）</p> <p>漁業調整のため、隣接して敷設される共第6号の小型定置漁業については当該漁業権者が協議のうえ操業に支障のないよう敷設しなければならない。</p>	<p>定第35号（外釣鐘）</p> <p>ほたるいか定置漁業</p> <p>3月1日から8月31日まで</p> <p>富山県富山市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度46分15.7秒 東経 137度18分42.0秒 （測量標第 168-2号から第3-2号の見透線を基準として 278度32分 1,340メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度45分54.1秒 東経 137度18分44.5秒 （同 290度46分 703メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度45分53.7秒 東経 137度18分42.4秒 （同 286度49分 677メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度46分14.4秒 東経 137度18分33.7秒 （同 269度38分 1,290メートルの点）</p> <p>(1) 漁業調整のため、隣接して敷設される共第6号の小型定置漁業については当該漁業権者が協議のうえ操業に支障のないよう敷設しなければならない。</p> <p>(2) 昭和57年漁期に敷設された磯垣網の末端から60メートル短縮して垣網を設置しなければならない。</p>
--	--

定第36号 (釣鐘)	定第37号 (恵比須岸網)
ぶり定置漁業	ほたるいか定置漁業
9月1日から翌年2月末日まで	3月1日から8月31日まで
富山県富山市地先	富山県富山市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度46分18.8秒 東経 137度18分47.8秒 (測量標第 168-2号から第3-2号の見透線を基準として 283度42分 1,460メートルの点) イ 北緯36度45分49.9秒 東経 137度18分49.3秒 (同 304度46分 639メートルの点) ウ 北緯36度45分48.3秒 東経 137度18分41.0秒 (同 288度00分 507メートルの点) エ 北緯36度46分14.7秒 東経 137度18分23.5秒 (同 258度46分 1,329メートルの点)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度46分01.8秒 東経 137度18分18.7秒 (測量標第 169-2号から第168-2号の見透線を基準として 288度13分 965メートルの点) イ 北緯36度45分48.5秒 東経 137度18分20.5秒 (同 303度10分 603メートルの点) ウ 北緯36度45分48.5秒 東経 137度18分14.1秒 (同 288度25分 539メートルの点) エ 北緯36度46分01.8秒 東経 137度18分10.2秒 (同 275度39分 931メートルの点)
なし	なし

<p>定第38号（恵比須沖網）</p> <p>いわし定置漁業</p> <p>1月1日から9月30日まで</p> <p>富山県富山市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度46分18.2秒 東経 137度18分13.2秒 （測量標第 169－2号から第 168－2号の見透線を基準として 277度29分 1,440メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度45分57.5秒 東経 137度18分09.1秒 （同 274度19分 796メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度45分57.7秒 東経 137度18分06.2秒 （同 269度10分 803メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度46分19.2秒 東経 137度18分03.2秒 （同 267度45分 1,471メートルの点）</p> <p>なし</p>	<p>定第39号（天念坊）</p> <p>いわし定置漁業</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>富山県富山市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度46分25.8秒 東経 137度17分35.9秒 （測量標第 182号から第 183号の見透線を基準として 82度14分 1,823メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度46分00.7秒 東経 137度17分24.4秒 （同68度02分 1,072メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度46分01.3秒 東経 137度17分20.3秒 （同63度12分 1,118メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度46分28.8秒 東経 137度17分15.2秒 （同67度06分 1,968メートルの点）</p> <p>なし</p>
--	--

定第40号 (深曳)	定第41号 (天神前網)
ぶり定置漁業	いわし定置漁業
9月1日から翌年3月20日まで	3月21日から8月20日まで
富山県富山市地先	富山県富山市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度47分06.7秒 東経 137度16分58.8秒 (測量標第49-2号から第 188-2号の見透線を基準として 100度51分 2,848メートルの点) イ 北緯36度46分01.7秒 東経 137度16分06.8秒 (同 53度36分 793メートルの点) ウ 北緯36度46分03.6秒 東経 137度15分54.7秒 (同 40度09分 1,017メートルの点) エ 北緯36度46分59.4秒 東経 137度15分32.7秒 (同 55度53分 2,762メートルの点)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度47分06.8秒 東経 137度16分22.3秒 (測量標第49-2号から第 188-2号の見透線を基準として 82度19分 2,701メートルの点) イ 北緯36度46分37.6秒 東経 137度16分02.0秒 (同66度43分 1,869メートルの点) ウ 北緯36度46分39.5秒 東経 137度15分57.0秒 (同63度46分 1,963メートルの点) エ 北緯36度47分12.1秒 東経 137度16分09.4秒 (同75度59分 2,881メートルの点)
なし	なし

定第42号（深曳小網）
いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで
富山県富山市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分47.2秒 東経 137度15分37.5秒 （測量標第49－2号から第 188－2号の見透線を基準として 54度25分 2,371メートルの点） イ 北緯36度46分43.9秒 東経 137度15分38.8秒 （同53度57分 2,266メートルの点） ウ 北緯36度46分19.0秒 東経 137度15分29.2秒 （同35度20分 1,799メートルの点） エ 北緯36度46分20.3秒 東経 137度15分22.4秒 （同32度51分 1,951メートルの点） オ 北緯36度46分48.7秒 東経 137度15分27.6秒 （同50度00分 2,535メートルの点）
なし

定第43号（和倉）
いわし定置漁業
10月1日から翌年7月31日まで
富山県富山市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分48.9秒 東経 137度12分03.7秒 （測量標第 200号から第 203号の見透線を基準として 115度33分 2,278メートルの点） イ 北緯36度46分25.0秒 東経 137度11分57.9秒 （同 117度38分 1,532メートルの点） ウ 北緯36度46分25.5秒 東経 137度11分53.0秒 （同 113度03分 1,515メートルの点） エ 北緯36度46分49.3秒 東経 137度11分55.4秒 （同 110度24分 2,244メートルの点）
なし

定第44号（大垣）	定第45号（足洗岸）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県富山市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度46分27.5秒 東経 137度11分24.2秒 （測量標第 200号から第 203号の見透線を基準として 86度26分 1,582メートルの点） イ 北緯36度46分00.9秒 東経 137度11分15.9秒 （同61度10分 924メートルの点） ウ 北緯36度46分01.6秒 東経 137度11分10.9秒 （同56度31分 1,021メートルの点） エ 北緯36度46分28.6秒 東経 137度11分10.6秒 （同75度45分 1,725メートルの点）	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度46分27.6秒 東経 137度10分34.5秒 （測量標第 203号から第60－2号の見透線を基準として 68度39分 1,810メートルの点） イ 北緯36度46分00.3秒 東経 137度10分21.1秒 （同46度56分 1,072メートルの点） ウ 北緯36度46分02.0秒 東経 137度10分14.4秒 （同40度59分 1,199メートルの点） エ 北緯36度46分31.4秒 東経 137度10分18.7秒 （同57度40分 1,993メートルの点）
なし	なし

定第46号（大門「春」）	定第47号（大門「秋」）
いわし定置漁業	ぶり定置漁業
2月21日から8月19日まで	9月1日から翌年2月20日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度47分23.4秒 東経 137度10分39.9秒 （測量標第60－2号から第14－2号の見透線を基準として 91度17分 3,375メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度46分53.8秒 東経 137度10分25.3秒 （同90度32分 2,392メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度46分55.4秒 東経 137度10分19.9秒 （同87度08分 2,400メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度47分26.2秒 東経 137度10分29.9秒 （同86度50分 3,382メートルの点）</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度47分24.8秒 東経 137度10分48.2秒 （測量標第60－2号から第14－2号の見透線を基準として 94度13分 3,491メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度46分44.4秒 東経 137度10分26.8秒 （同94度00分 2,135メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度46分52.0秒 東経 137度10分03.9秒 （同77度56分 2,221メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度47分27.9秒 東経 137度09分50.1秒 （同69度52分 3,313メートルの点）</p> <p>オ 北緯36度47分31.5秒 東経 137度10分17.4秒 （同81度09分 3,475メートルの点）</p>
なし	漁業調整のため1月20日以降沖垣網を敷設してはならない。

定第48号（甲部台沖）	定第49号（仲小路）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度47分37.7秒 東経 137度09分48.9秒 （測量標第60－2号から第14－2号の見透線を基準として 69度32分 3,616メートルの点） イ 北緯36度47分08.0秒 東経 137度09分31.9秒 （同60度06分 2,753メートルの点） ウ 北緯36度47分09.6秒 東経 137度09分23.5秒 （同56度10分 2,849メートルの点） エ 北緯36度47分40.3秒 東経 137度09分31.1秒 （同62度49分 3,736メートルの点）	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度47分24.4秒 東経 137度09分13.5秒 （測量標第60－2号から第14－2号の見透線を基準として 54度10分 3,355メートルの点） イ 北緯36度47分01.3秒 東経 137度08分57.7秒 （同42度19分 2,852メートルの点） ウ 北緯36度47分03.1秒 東経 137度08分52.7秒 （同40度45分 2,964メートルの点） エ 北緯36度47分28.9秒 東経 137度09分01.9秒 （同50度25分 3,582メートルの点）
なし	なし

<p>定第50号（伊喜礼三番）</p> <p>いわし定置漁業</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>富山県射水市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度47分46.5秒 東経 137度08分11.4秒 （測量標第 214号から第60－2号の見透線を基準として 287度30分 2,085メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度47分23.4秒 東経 137度08分05.1秒 （同 303度41分 1,560メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度47分26.1秒 東経 137度07分56.4秒 （同 296度57分 1,410メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度47分49.8秒 東経 137度07分59.5秒 （同 279度31分 1,945メートルの点）</p> <p>なし</p>	<p>定第51号（伊喜礼二番）</p> <p>いわし定置漁業</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>富山県射水市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度47分29.9秒 東経 137度07分56.6秒 （測量標第 214号から第60－2号の見透線を基準として 293度10分 1,478メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度47分11.4秒 東経 137度07分48.7秒 （同 312度41分 1,049メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度47分12.8秒 東経 137度07分42.3秒 （同 307度29分 911メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度47分20.5秒 東経 137度07分46.4秒 （同 297度45分 1,108メートルの点）</p> <p>オ 北緯36度47分21.3秒 東経 137度07分43.6秒 （同 294度48分 1,062メートルの点）</p> <p>カ 北緯36度47分33.5秒 東経 137度07分44.1秒 （同 281度21分 1,319メートルの点）</p> <p>なし</p>
---	---

定第52号（酒樽）	定第53号（東三番）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	12月30日から翌年8月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度47分20.5秒 東経 137度07分46.4秒 （測量標第 214号から第60－2号の見透線を基準として 297度45分 1,108メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度46分56.4秒 東経 137度07分33.7秒 （同 344度11分 662メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度46分57.5秒 東経 137度07分29.0秒 （同 343度59分 542メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度47分23.8秒 東経 137度07分33.3秒 （同 281度46分 917メートルの点）</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度48分22.3秒 東経 137度07分24.5秒 （測量標第 214号から第 219－2号の見透線を基準として 114度56分 2,503メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度47分44.1秒 東経 137度07分09.8秒 （同 107度28分 1,294メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度47分46.1秒 東経 137度06分59.9秒 （同 97度06分 1,369メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度48分25.6秒 東経 137度07分08.6秒 （同 105度50分 2,572メートルの点）</p>
なし	なし

定第54号（大神楽）	定第55号（黒山）
ぶり定置漁業	いわし定置漁業
9月1日から翌年2月20日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結ぶ9直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度48分36.8秒 東経 137度07分24.1秒 （測量標第 214号から第 219－2号の見透線を基準として 113度17分 2,943メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度48分23.2秒 東経 137度07分20.1秒 （同 112度23分 2,516メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度48分25.6秒 東経 137度07分08.6秒 （同 105度50分 2,572メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度47分46.1秒 東経 137度06分59.9秒 （同 97度06分 1,369メートルの点）</p> <p>オ 北緯36度47分44.4秒 東経 137度07分08.6秒 （同 106度11分 1,301メートルの点）</p> <p>カ 北緯36度47分35.1秒 東経 137度07分05.8秒 （同 102度32分 1,016メートルの点）</p> <p>キ 北緯36度47分49.0秒 東経 137度06分31.3秒 （同 73度20分 1,707メートルの点）</p> <p>ク 北緯36度48分36.5秒 東経 137度06分30.3秒 （同 87度40分 3,053メートルの点）</p> <p>ケ 北緯36度48分39.6秒 東経 137度06分55.6秒 （同 99度40分 3,018メートルの点）</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度48分18.7秒 東経 137度06分10.8秒 （測量標第 223号から第 219－2号の見透線を基準として 276度50分 2,590メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度47分53.7秒 東経 137度05分51.5秒 （同 281度36分 1,703メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度47分56.7秒 東経 137度05分42.4秒 （同 273度42分 1,620メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度48分26.6秒 東経 137度06分01.0秒 （同 269度23分 2,639メートルの点）</p> <p>オ 北緯36度48分23.7秒 東経 137度06分10.0秒 （同 274度20分 2,698メートルの点）</p>
<p>(1) 漁業調整のため2月8日以降第1沖垣網並びに第2沖垣網を敷設してはならない。</p> <p>(2) 第2沖垣網は、235メートルを超えてはならない。</p>	なし

定第56号（三俵目）	定第57号（大中瀬）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度48分06.7秒 東経 137度05分45.8秒 （測量標第 223号から第 219－2号の見透線を基準として 270度00分 1,919メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度47分41.5秒 東経 137度05分32.2秒 （同 278度04分 1,099メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度47分44.1秒 東経 137度05分23.5秒 （同 266度13分 1,037メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度48分09.6秒 東経 137度05分34.7秒 （同 261度24分 1,862メートルの点）</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度48分25.3秒 東経 137度05分04.7秒 （測量標第 227号から第 224号の見透線を基準として 287度40分 2,012メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度48分10.3秒 東経 137度04分51.0秒 （同 292度33分19秒 1,456.767メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度48分12.0秒 東経 137度04分47.5秒 （同 288度45分38秒 1,420.899メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度48分26.3秒 東経 137度04分53.8秒 （同 281度25分 1,839メートルの点）</p> <p>オ 北緯36度48分28.8秒 東経 137度04分57.1秒 （同 281度36分 1,953メートルの点）</p>
なし	なし

<p>定第58号（中瀬四番）</p> <p>いわし定置漁業</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>富山県射水市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度48分41.8秒 東経 137度05分13.1秒 （測量標第 227号から第 224号の見透線を基準として 282度05分 2,515 メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度48分26.6秒 東経 137度04分54.4秒 （同 281度31分54秒 1,854.986メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度48分30.1秒 東経 137度04分49.5秒 （同 276度30分59秒 1,862.331メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度48分48.0秒 東経 137度05分01.1秒 （同 273度57分 2,475 メートルの点）</p> <p>なし</p>	<p>定第59号（中瀬五番）</p> <p>いわし定置漁業</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>富山県射水市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度48分54.7秒 東経 137度05分28.5秒 （測量標第 227号から第 224号の見透線を基準として 282度10分 3,067 メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度48分42.2秒 東経 137度05分12.4秒 （同 281度35分 2,512 メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度48分46.3秒 東経 137度05分04.5秒 （同 276度16分 2,483 メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度49分01.0秒 東経 137度05分14.5秒 （同 274度44分50秒 2,994.315メートルの点）</p> <p>なし</p>
--	--

定第60号（瀬中）
いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで
富山県高岡市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度49分12.3秒 東経 137度04分50.7秒 （測量標第 227号から第 224号の見透線を基準として 261度40分 3,008 メートルの点） イ 北緯36度48分49.2秒 東経 137度04分35.3秒 （同 259度42分36秒 2,206.145メートルの点） ウ 北緯36度48分52.6秒 東経 137度04分31.2秒 （同 256度21分20秒 2,270.226メートルの点） エ 北緯36度49分16.7秒 東経 137度04分36.3秒 （同 254度24分 3,019 メートルの点） オ 北緯36度49分18.2秒 東経 137度04分38.2秒 （同 255度01分 3,078 メートルの点）
なし

定第61号（刈又）
いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで
富山県高岡市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度49分29.4秒 東経 137度04分14.6秒 （測量標第 200号から第 229号の見透線を基準として 293度30分 2,556 メートルの点） イ 北緯36度49分12.1秒 東経 137度03分49.4秒 （同 297度07分08秒 1,745.117メートルの点） ウ 北緯36度49分20.1秒 東経 137度03分42.2秒 （同 287度05分42秒 1,735.983メートルの点） エ 北緯36度49分37.5秒 東経 137度04分06.6秒 （同 286度20分 2,545 メートルの点）
なし

定第62号（鈴島）	定第63号（鎌岩）
ぶり定置漁業	いわし定置漁業
8月25日から翌年3月10日まで	1月1日から12月31日まで
富山県高岡市地先	富山県高岡市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度50分13.2秒 東経137度04分32.3秒 （測量標第 200号から第 229号の見透線を基準として 279度40分 3,763メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度49分30.1秒 東経137度03分56.3秒 （同 286度36分 2,202メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度49分26.3秒 東経137度03分50.8秒 （同 286度45分20秒 2,022.356メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度49分59.4秒 東経137度03分31.5秒 （同 261度22分13秒 2,546.645メートルの点）</p> <p>オ 北緯36度50分20.7秒 東経137度03分48.5秒 （同 263度06分 3,323メートルの点）</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度49分48.9秒 東経137度02分46.4秒 （測量標第 291号から第 236号の見透線を基準として 72度08分48秒 1,745.453メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度49分39.1秒 東経137度02分54.4秒 （同81度56分09秒 1,516.117メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度49分27.8秒 東経137度02分31.4秒 （同59度52分50秒 1,057.839メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度49分33.5秒 東経137度02分27.4秒 （同55度14分52秒 1,235.406メートルの点）</p>
漁業調整のため1月16日以降沖垣網を敷設してはならない。	なし

定第64号（前網二番）	定第65号（前網本岸二番）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
12月15日から翌年7月31日まで	12月15日から翌年7月31日まで
富山県高岡市地先	富山県高岡市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度50分08.9秒 東経 137度03分38.4秒 （測量標第 291号から第 188号の見透線を基準として 93度55分 2,857メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度50分02.7秒 東経 137度02分56.0秒 （同74度20分 2,218メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度50分11.4秒 東経 137度02分54.4秒 （同71度44分 2,467メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度50分21.4秒 東経 137度03分32.5秒 （同87度36分 3,103メートルの点）</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度50分28.9秒 東経 137度04分16.2秒 （測量標第 291号から第 188号の見透線を基準として 99度50分 3,923メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度50分17.6秒 東経 137度03分34.4秒 （同89度26分 3,025メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度50分21.4秒 東経 137度03分32.5秒 （同87度36分 3,103メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度50分19.8秒 東経 137度03分26.6秒 （同85度35分 2,990メートルの点）</p> <p>オ 北緯36度50分27.2秒 東経 137度03分24.3秒 （同82度47分 3,170メートルの点）</p> <p>カ 北緯36度50分44.3秒 東経 137度04分08.2秒 （同93度28分 4,173メートルの点）</p>
なし	なし

定第66号（青塚二番）	定第67号（青塚三番）
かつお定置漁業	ぶり定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県高岡市地先	富山県高岡市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度50分12.3秒 東経 137度01分58.1秒 （測量標第 184－3号から第 187号の見透線を基準として 305度09分 1,911メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度49分59.2秒 東経 137度01分34.8秒 （同 315度54分 1,269メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度50分11.5秒 東経 137度01分27.1秒 （同 296度25分 1,176メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度50分23.7秒 東経 137度01分48.0秒 （同 292度08分 1,806メートルの点）</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度50分39.0秒 東経 137度02分29.2秒 （測量標第 184－3号から第 187号の見透線を基準として 293度26分 2,931メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度50分15.6秒 東経 137度01分55.2秒 （同 301度29分 1,871メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度50分30.1秒 東経 137度01分42.1秒 （同 284度23分 1,788メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度50分49.9秒 東経 137度02分13.7秒 （同 283度39分 2,779メートルの点）</p>
なし	なし

定第68号（中浜六番）
いわし定置漁業
12月20日から翌年6月15日まで
富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度51分11.6秒 東経 137度03分02.4秒 （測量標第 183号から第 187号の見透線を基準として 292度38分 4,313メートルの点） イ 北緯36度50分43.5秒 東経 137度01分58.9秒 （同 294度23分 2,519メートルの点） ウ 北緯36度50分57.4秒 東経 137度01分53.1秒 （同 284度27分 2,608メートルの点） エ 北緯36度51分23.2秒 東経 137度02分52.5秒 （同 286度50分 4,274メートルの点）
なし

定第69号（中浜七番）
いわし定置漁業
12月20日から翌年6月15日まで
富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度51分35.8秒 東経 137度03分17.2秒 （測量標第 183号から第 187号の見透線を基準として 286度49分 4,999メートルの点） イ 北緯36度51分19.5秒 東経 137度02分34.8秒 （同 284度50分 3,843メートルの点） ウ 北緯36度51分40.3秒 東経 137度02分19.4秒 （同 273度59分 3,958メートルの点） エ 北緯36度51分53.6秒 東経 137度03分11.3秒 （同 280度50分 5,195メートルの点）
なし

定第70号（茂淵一番）	定第71号（茂淵二番）
かつお定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度51分49.3秒 東経 137度00分37.9秒 （測量標第 177－2号から第 181－2号の見透線を基準として 277度41分 1,792メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度51分45.3秒 東経 136度59分52.2秒 （同 275度41分 652メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度51分58.3秒 東経 136度59分51.0秒 （同 245度27分 795メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度52分04.9秒 東経 137度00分35.4秒 （同 262度30分 1,855メートルの点）</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度51分55.0秒 東経 137度01分16.8秒 （測量標第 177－2号から第 181－2号の見透線を基準として 276度34分 2,768メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度51分52.6秒 東経 137度00分37.4秒 （同 274度19分 1,795メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度52分04.9秒 東経 137度00分35.4秒 （同 262度30分 1,855メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度52分03.5秒 東経 137度00分26.9秒 （同 261度01分 1,644メートルの点）</p> <p>オ 北緯36度52分07.2秒 東経 137度00分26.2秒 （同 257度15分 1,679メートルの点）</p> <p>カ 北緯36度52分16.9秒 東経 137度01分20.3秒 （同 264度01分 3,026メートルの点）</p>
なし	なし

定第72号（茂淵三番）
ぶり、まぐろ定置漁業
1月1日から12月31日まで
富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度51分56.5秒 東経 137度02分20.2秒 （測量標第 177－2号から第 181－2号の見透線を基準として 278度57分 4,334メートルの点） イ 北緯36度51分57.2秒 東経 137度01分17.1秒 （同 275度11分 2,788メートルの点） ウ 北緯36度52分16.9秒 東経 137度01分20.3秒 （同 264度01分 3,026メートルの点） エ 北緯36度52分20.3秒 東経 137度02分04.0秒 （同 268度03分 4,085メートルの点） オ 北緯36度52分06.6秒 東経137度02分06.6秒 （同 274度03分 4,045メートルの点） カ 北緯36度52分03.4秒 東経 137度02分19.9秒 （同 276度10分 4,354メートルの点）
漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のオ及びキを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。 オ 北緯36度52分06.6秒 東経 137度02分06.6秒 （測量標第 177－2号から第 181－2号の見透線を基準として 274度03分 4,045メートルの点） キ 北緯36度51分56.6秒 東経 137度02分07.0秒 （同 278度26分 4,010メートルの点）

定第73号（樽水）
ぶり、さば定置漁業
1月1日から12月31日まで
富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度53分00.0秒 東経 137度01分56.9秒 （測量標第 247－2号から第 245－2号の見透線を基準として 263度09分 2,450メートルの点） イ 北緯36度53分30.4秒 東経 137度00分53.8秒 （同 267度37分 633メートルの点） ウ 北緯36度53分43.9秒 東経 137度01分03.4秒 （同 227度56分 743メートルの点） エ 北緯36度53分34.1秒 東経 137度01分37.2秒 （同 240度12分 1,602メートルの点） オ 北緯36度53分03.3秒 東経 137度02分01.2秒 （同 259度53分 2,492メートルの点）
漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及びキを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。 カ 北緯36度53分12.2秒 東経 137度01分31.4秒 （測量標第 247－2号から第 245－2号の見透線を基準として 263度53分 1,718メートルの点） キ 北緯36度53分26.9秒 東経 137度01分42.8秒 （同 246度30分 1,785メートルの点）

<p>定第74号（前網岸）</p> <p>ぶり、まぐろ定置漁業</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>富山県氷見市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度53分52.5秒 東経 137度02分01.3秒 （測量標第 250号から第 249－2号の見透線を基準として 285度49分 1,867メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度54分10.2秒 東経 137度01分33.1秒 （同 299度56分 1,050メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度54分25.4秒 東経 137度01分46.4秒 （同 267度01分 872メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度54分18.7秒 東経 137度02分24.3秒 （同 254度34分 1,793メートルの点）</p> <p>なし</p>	<p>定第75号（前網）</p> <p>ぶり、まぐろ定置漁業</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>富山県氷見市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度53分23.3秒 東経 137度02分56.9秒 （測量標第 250号から第 249－2号の見透線を基準として 275度38分 3,449メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度53分58.4秒 東経 137度02分06.6秒 （同 279度01分 1,805メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度54分18.7秒 東経 137度02分24.3秒 （同 254度34分 1,793メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度54分14.2秒 東経 137度02分50.6秒 （同 251度26分 2,448メートルの点）</p> <p>オ 北緯36度53分32.9秒 東経 137度03分05.5秒 （同 269度35分 3,411メートルの点）</p> <p>漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及びキを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。</p> <p>カ 北緯36度53分41.2秒 東経137度02分31.1秒 （測量標第 250号から第 249－2号の見透線を基準として 276度52分 2,606メートルの点）</p> <p>キ 北緯36度54分05.8秒 東経137度02分53.5秒 （同 256度11分 2,616メートルの点）</p>
--	---

<p>定第76号 (馬場)</p> <p>あじ、さば定置漁業</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>富山県氷見市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度54分42.1秒 東経 137度02分01.6秒 (測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 315度56分20秒 1,123.626メートルの点)</p> <p>イ 北緯36度54分47.5秒 東経 137度01分45.4秒 (同 337度52分20秒 924.815メートルの点)</p> <p>ウ 北緯36度54分56.4秒 東経 137度01分50.7秒 (同 329度10分46秒 646.275メートルの点)</p> <p>エ 北緯36度54分57.2秒 東経 137度02分07.3秒 (同 296度06分56秒 753.369メートルの点)</p> <p>オ 北緯36度54分44.2秒 東経 137度02分02.4秒 (同 314度00分54秒 1,066.327メートルの点)</p> <p>なし</p>	<p>定第77号 (島岸)</p> <p>ぶり、まぐろ定置漁業</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>富山県氷見市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度55分17.5秒 東経 137度02分33.9秒 (測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 240度32分43秒 1,088.000メートルの点)</p> <p>イ 北緯36度55分28.7秒 東経 137度02分18.2秒 (同 214度15分55秒 781.913メートルの点)</p> <p>ウ 北緯36度55分43.5秒 東経 137度02分29.3秒 (同 201度17分25秒 1,265.176メートルの点)</p> <p>エ 北緯36度55分36.2秒 東経 137度02分52.9秒 (同 220度24分00秒 1,664.502メートルの点)</p> <p>なし</p>
--	---

定第78号（島）	定第79号（脇沖）
ぶり、まぐろ定置漁業	ぶり、さば定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度54分42.9秒 東経 137度03分24.6秒 （測量標第 253－2号から第21－2号の見透線を基準として 265度15分27秒 2,573.056メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度55分17.5秒 東経 137度02分33.9秒 （同 240度32分43秒 1,088.000メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度55分36.2秒 東経 137度02分52.9秒 （同 220度24分00秒 1,664.502メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度55分29.1秒 東経 137度03分16.8秒 （同 231度19分16秒 2,181.244メートルの点）</p> <p>オ 北緯36度54分48.5秒 東経 137度03分29.0秒 （同 260度49分03秒 2,607.672メートルの点）</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度56分48.6秒 東経 137度03分38.5秒 （測量標第 260－2号から第 258号の見透線を基準として 284度38分 1,585メートルの点）</p> <p>イ 北緯36度57分10.9秒 東経 137度03分02.5秒 （同 321度12分 662メートルの点）</p> <p>ウ 北緯36度57分22.3秒 東経 137度03分14.4秒 （同 278度30分 390メートルの点）</p> <p>エ 北緯36度57分15.3秒 東経 137度03分34.5秒 （同 261度56分 904メートルの点）</p> <p>オ 北緯36度57分08.5秒 東経 137度03分46.2秒 （同 262度05分 1,264メートルの点）</p> <p>カ 北緯36度56分56.2秒 東経 137度03分44.9秒 （同 274度43分 1,493メートルの点）</p>
<p>漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及びキを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。</p> <p>カ 北緯36度55分00.2秒 東経 137度02分59.6秒 （測量標第 253－2号から第21－2号の見透線を基準として 257度55分42秒 1,803.534メートルの点）</p> <p>キ 北緯36度55分19.3秒 東経 137度03分19.8秒 （同 239度16分11秒 2,224.981メートルの点）</p>	なし

4 免許予定日

令和5年9月1日

5 免許の申請期間

令和5年5月1日から令和5年5月31日まで

第2 区画漁業

1	公示番号	区第1号
2	(1) 漁業種類	第1種 区画漁業
	(2) 漁業の名称	かき垂下式養殖業
	(3) 漁業の時期	1月1日から12月31日まで
	(4) 漁場の位置	富山県下新川郡入善町地先
	(5) 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度57分31.1秒 東経 137度29分17.4秒 (測量標第175-3号から第77-2号の見透線を基準として 339度03分 2,111メートルの点) イ 北緯36度57分24.8秒 東経 137度29分23.8秒 (同 345度51分 2,090メートルの点) ウ 北緯36度57分14.6秒 東経 137度29分08.0秒 (同 345度25分 1,590メートルの点) エ 北緯36度57分21.0秒 東経 137度29分01.7秒 (同 336度32分 1,617メートルの点)
3	制限又は条件	なし
4	個別漁業権又は 団体漁業権の別 (団体漁業権であ れば関係地区)	団体漁業権 富山県下新川郡入善町飯野

区第2号(新規)	区第3号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
藻類養殖業	魚類小割り式養殖業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県下新川郡入善町地先	富山県魚津市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度57分31.1秒 東経 137度29分17.4秒 (測量標第175-3号から第77-2号の見透線を基準として 339度03分 2,111メートルの点)</p> <p>イ 北緯36度57分24.8秒 東経 137度29分23.8秒 (同 345度51分 2,090メートルの点)</p> <p>ウ 北緯36度57分14.6秒 東経 137度29分08.0秒 (同 345度25分 1,590メートルの点)</p> <p>エ 北緯36度57分21.0秒 東経 137度29分01.7秒 (同 336度32分 1,617メートルの点)</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結ぶ8直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯36度50分57.7秒 東経 137度24分39.6秒 (測量標第22-2号から第146号の見透線を基準として 137度37分 118メートルの点)</p> <p>イ 北緯36度50分57.6秒 東経 137度24分40.7秒 (同 150度07分 110メートルの点)</p> <p>ウ 北緯36度50分54.3秒 東経 137度24分40.0秒 (同 83度49分 29メートルの点)</p> <p>エ 北緯36度50分51.0秒 東経 137度24分38.8秒 (同 6度28分 111メートルの点)</p> <p>オ 北緯36度50分44.4秒 東経 137度24分32.8秒 (同 10度29分 361メートルの点)</p> <p>カ 北緯36度50分45.3秒 東経 137度24分31.3秒 (同 17度35分 361メートルの点)</p> <p>キ 北緯36度50分51.5秒 東経 137度24分37.7秒 (同 23度32分 114メートルの点)</p> <p>ク 北緯36度50分54.5秒 東経 137度24分38.9秒 (同 79度15分 55メートルの点)</p>
なし	なし
<p>団体漁業権</p> <p>富山県下新川郡入善町飯野</p>	<p>団体漁業権</p> <p>富山県黒部市石田(二級河川黒瀬川以東を除く。)</p> <p>富山県魚津市経田西町、経田中町、東町、岡経田、仏田及び北中</p>

区第4号(新規)
第1種 区画漁業
藻類養殖業
1月1日から12月31日まで
富山県魚津市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度51分10.7秒 東経 137度23分59.7秒 (測量標第 147号から第 145号の見透線を基準として 315度55分 1,223メートルの点) イ 北緯36度50分59.5秒 東経 137度24分24.7秒 (同 347度08分 731メートルの点) ウ 北緯36度50分51.5秒 東経 137度24分18.5秒 (同 330度35分 497メートルの点) エ 北緯36度50分55.3秒 東経 137度23分52.0秒 (同 292度07分 980メートルの点)
なし
団体漁業権 富山県魚津市(経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西町、 仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。)

区第5号
第1種 区画漁業
魚類小割り式養殖業
1月1日から12月31日まで
富山県魚津市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度50分05.6秒 東経 137度23分47.2秒 (測量標第 149-2号から第 150-2号の見透線を基準として 74度30分 226メートルの点) イ 北緯36度50分04.1秒 東経 137度23分49.9秒 (同57度53分 166メートルの点) ウ 北緯36度50分01.3秒 東経 137度23分47.9秒 (同41度23分 246メートルの点) エ 北緯36度50分02.8秒 東経 137度23分44.6秒 (同57度34分 302メートルの点)
なし
団体漁業権 富山県魚津市(経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西町、 仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。)

区第6号
第1種 区画漁業
魚類小割り式養殖業
1月1日から12月31日まで
富山県魚津市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度48分49.3秒 東経 137度23分31.3秒 (測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 142度20分 582メートルの点) イ 北緯36度48分48.3秒 東経 137度23分35.1秒 (同 152度17分 573メートルの点) ウ 北緯36度48分45.1秒 東経 137度23分33.8秒 (同 152度18分 470メートルの点) エ 北緯36度48分46.1秒 東経 137度23分30.0秒 (同 140度15分 481メートルの点)
なし
団体漁業権 富山県魚津市(経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西 町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。)

区第7号(新規)
第1種 区画漁業
藻類養殖業
10月15日から翌年4月10日まで
富山県魚津市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度50分51.4秒 東経 137度23分53.3秒 (測量標第 147号から第 145号の見透線を基準として 287度23分 886メートルの点) イ 北緯36度50分38.1秒 東経 137度24分11.5秒 (同 267度54分 300メートルの点) ウ 北緯36度50分34.4秒 東経 137度24分09.9秒 (同 247度00分 334メートルの点) エ 北緯36度50分41.7秒 東経 137度23分47.7秒 (同 266度03分 899メートルの点)
なし
団体漁業権 富山県魚津市(経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西 町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。)

区第8号	区第9号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
かき垂下式養殖業	魚類小割り式養殖業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度46分31.5秒 東経 137度08分15.9秒 (測量標第64-3号から第14-2号の見透線を基準として 317度29分 96メートルの点) イ 北緯36度46分29.3秒 東経 137度08分23.5秒 (同 332度07分 291メートルの点) ウ 北緯36度46分23.2秒 東経 137度08分20.7秒 (同 8度45分 333メートルの点) エ 北緯36度46分25.5秒 東経 137度08分13.1秒 (同 40度43分 187メートルの点)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度46分42.3秒 東経 137度08分04.4秒 (測量標第64-3号から第214号の見透線を基準として 29度32分 384メートルの点) イ 北緯36度46分40.0秒 東経 137度08分12.0秒 (同 58度39分 264メートルの点) ウ 北緯36度46分33.9秒 東経 137度08分09.2秒 (同 15度37分 105メートルの点) エ 北緯36度46分36.2秒 東経 137度08分01.6秒 (同 358度33分 298メートルの点)
なし	なし
団体漁業権 富山県射水市海老江	団体漁業権 富山県射水市堀岡

区第10号 (新規)	区第11号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
魚類小割り式養殖業	魚類小割り式養殖業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度46分47.6秒 東経137度07分12.9秒 イ 北緯36度46分45.5秒 東経137度07分11.8秒 ウ 北緯36度46分44.8秒 東経137度07分14.5秒 エ 北緯36度46分46.9秒 東経137度07分15.6秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度47分07.6秒 東経 137度06分33.3秒 (測量標第 214号から第 262号の見透線を基準として 7度22分 877メートルの点) イ 北緯36度47分05.9秒 東経 137度06分41.0秒 (同 5度59分 678メートルの点) ウ 北緯36度46分59.6秒 東経 137度06分38.8秒 (同 350度06分 726メートルの点) エ 北緯36度47分01.4秒 東経 137度06分31.1秒 (同 354度47分 915メートルの点)
なし	なし
団体漁業権 富山県射水市堀岡	団体漁業権 富山県射水市八幡町一丁目

区第12号
第1種 区画漁業
魚類小割り式養殖業
1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度47分48.0秒 東経 137度05分59.7秒 (測量標第 262号から第 223号の見透線を基準として 76度24分 1,309メートルの点) イ 北緯36度47分44.8秒 東経 137度06分08.9秒 (同87度01分 1,220メートルの点) ウ 北緯36度47分32.9秒 東経 137度06分02.4秒 (同79度45分 841メートルの点) エ 北緯36度47分36.2秒 東経 137度05分53.2秒 (同65度55分 966メートルの点)
なし
団体漁業権 富山県射水市八幡町一丁目

区第13号
第1種 区画漁業
かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度47分51.3秒 東経 137度05分50.4秒 (測量標第 262号から第 223号の見透線を基準として 67度24分 1,436メートルの点) イ 北緯36度47分48.0秒 東経 137度05分59.7秒 (同 76度24分 1,309メートルの点) ウ 北緯36度47分36.2秒 東経 137度05分53.2秒 (同 65度55分 966メートルの点) エ 北緯36度47分39.4秒 東経 137度05分44.0秒 (同 55度42分 1,132メートルの点)
なし
団体漁業権 富山県射水市八幡町一丁目

区第14号	区第15号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
こんぶ養殖業	かき垂下式養殖業
9月1日から翌年6月30日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度47分39.4秒 東経 137度05分44.0秒 (測量標第 262号から第 223号の見透線を基準として 55度42分 1,132メートルの点) イ 北緯36度47分32.9秒 東経 137度06分02.4秒 (同79度45分 841メートルの点) ウ 北緯36度47分29.9秒 東経 137度06分00.8秒 (同76度48分 750メートルの点) エ 北緯36度47分36.4秒 東経 137度05分42.4秒 (同51度47分 1,066メートルの点)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度47分24.6秒 東経 137度04分50.7秒 (測量標第 224号から第 223号の見透線を基準として 276度43分 136メートルの点) イ 北緯36度47分20.7秒 東経 137度04分59.6秒 (同 334度41分 294メートルの点) ウ 北緯36度47分17.9秒 東経 137度04分57.7秒 (同 354度22分 263メートルの点) エ 北緯36度47分21.7秒 東経 137度04分48.8秒 (同 288度42分 38メートルの点)
なし	なし
団体漁業権 富山県射水市八幡町一丁目	団体漁業権 富山県射水市八幡町一丁目

区第16号	区第17号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
こんぶ養殖業	かき垂下式養殖業
9月1日から翌年6月30日まで	1月1日から12月31日まで
富山県高岡市地先	富山県高岡市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度48分39.4秒 東経 137度03分15.2秒 (測量標第 271号から第 229号の見透線を基準として 323度15分 531メートルの点) イ 北緯36度48分37.5秒 東経 137度03分18.5秒 (同 330度04分 605メートルの点) ウ 北緯36度48分36.2秒 東経 137度03分17.3秒 (同 333度57分 575メートルの点) エ 北緯36度48分38.1秒 東経 137度03分14.0秒 (同 327度16分 496メートルの点)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度48分42.2秒 東経 137度03分03.5秒 (測量標第 271号から第 229号の見透線を基準として 295度25分 297メートルの点) イ 北緯36度48分38.5秒 東経 137度03分10.1秒 (同 323度59分 402メートルの点) ウ 北緯36度48分33.1秒 東経 137度03分05.5秒 (同 352度28分 295メートルの点) エ 北緯36度48分36.9秒 東経 137度02分58.8秒 (同 323度32分 119メートルの点)
なし	なし
団体漁業権 富山県高岡市伏木国分二丁目	団体漁業権 富山県高岡市伏木国分二丁目

区第18号	区第19号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
わかめ養殖業	魚類小割り式養殖業
10月1日から翌年4月30日まで	1月1日から12月31日まで
富山県高岡市地先	富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度49分09.4秒 東経137度03分01.4秒 (測量標第 200号から第 229号の見透線を基準として 260度01分 836メートルの点) イ 北緯36度49分03.2秒 東経137度02分55.1秒 (同 253度33分 602メートルの点) ウ 北緯36度49分08.3秒 東経137度02分47.3秒 (同 235度08分 732メートルの点) エ 北緯36度49分14.6秒 東経137度02分53.7秒 (同 245度14分 935メートルの点)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度53分08.6秒 東経137度00分30.4秒 (測量標第 247-2号から第 245-2号の見透線を基準として 324度43分 1,055メートルの点) イ 北緯36度53分09.0秒 東経137度00分29.6秒 (同 325度53分 1,043メートルの点) ウ 北緯36度53分11.5秒 東経137度00分31.7秒 (同 323度12分 964メートルの点) エ 北緯36度53分10.8秒 東経137度00分33.4秒 (同 320度42分 984メートルの点)
なし	なし
団体漁業権 富山県高岡市太田及び渋谷	団体漁業権 富山県氷見市藪田

区第20号	区第21号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
わかめ養殖業	魚類小割り式養殖業
10月1日から翌年4月30日まで	1月1日から12月31日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度54分59.6秒 東経 137度01分44.4秒 (測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 344度53分 564メートルの点) イ 北緯36度55分01.4秒 東経 137度01分41.1秒 (同 354度54分 538メートルの点) ウ 北緯36度55分06.9秒 東経 137度01分45.3秒 (同 350度18分 341メートルの点) エ 北緯36度55分05.1秒 東経 137度01分48.8秒 (同 334度56分 376メートルの点)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度54分59.6秒 東経 137度01分57.1秒 (測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 312度51分 575メートルの点) イ 北緯36度55分00.9秒 東経 137度01分54.8秒 (同 317度26分 519メートルの点) ウ 北緯36度55分04.0秒 東経 137度01分57.9秒 (同 305度15分 455メートルの点) エ 北緯36度55分02.5秒 東経 137度02分00.1秒 (同 301度57分 520メートルの点)
なし	なし
団体漁業権 富山県氷見市宇波、脇方、小境及び大境	団体漁業権 富山県氷見市宇波、脇方、小境及び大境

区第22号	区第23号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
わかめ養殖業	わかめ養殖業
10月1日から翌年4月30日まで	10月1日から翌年4月30日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度56分09.4秒 東経137度02分55.1秒 (測量標第 258号から第 260-2号の見透線を基準として 115度12分 1,753メートルの点) イ 北緯36度56分27.5秒 東経137度02分23.9秒 (同 143度34分 1,082メートルの点) ウ 北緯36度56分51.1秒 東経137度02分49.5秒 (同 81度18分 607メートルの点) エ 北緯36度56分40.2秒 東経137度03分09.1秒 (同 81度18分 1,200メートルの点)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度57分18.2秒 東経137度03分10.1秒 (測量標第 260-2号から第 258号の見透線を基準として 299度28分 455メートルの点) イ 北緯36度57分21.3秒 東経137度03分04.7秒 (同 316度38分 340メートルの点) ウ 北緯36度57分28.3秒 東経137度03分11.5秒 (同 262度36分 209メートルの点) エ 北緯36度57分25.1秒 東経137度03分17.3秒 (同 262度00分 384メートルの点)
なし	なし
団体漁業権 富山県氷見市姿、中田、中波及び脇	団体漁業権 富山県氷見市姿、中田、中波及び脇

5 免許予定日

令和5年9月1日

6 免許の申請期間

令和5年6月1日から令和5年6月29日まで

1 公示番号		共第1号					
2 免許 の 内 容	漁業の 種 類 名 称 及 び 漁業の 時 期	種 類	漁業の名称	漁業の時期	種 類	漁業の名称	漁業の時期
		第1種	わかめ漁業	10月1日から6月30日まで	第2種	いわし小型定置漁業	4月1日から11月30日まで
		同	えごのり漁業	5月1日から7月31日まで	同	ふくらぎ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
		同	てんぐさ漁業	5月1日から8月31日まで	同	とびうお刺網漁業	3月1日から10月31日まで
		同	あおのり漁業	1月1日から5月31日まで	同	かれい、かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
		同	いわのり漁業	1月1日から5月31日まで	同	すけとうたら刺網漁業	10月1日から4月30日まで
		同	もずく漁業	5月1日から8月31日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
		同	いがい漁業	5月1日から8月31日まで	同	えび刺網漁業	1月1日から12月31日まで
		同	かき漁業	4月1日から8月31日まで	同	かます刺網漁業	5月1日から12月31日まで
		同	さざえ漁業	4月1日から8月31日まで	同	ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	6月1日から8月31日まで	同	たい刺網漁業	1月1日から12月31日まで		
同	なまこ漁業	11月1日から4月30日まで	第3種	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで		
同	たこ漁業	1月1日から12月31日まで					
漁場の 位 置	富山県下新川郡朝日町境から同郡入善町古黒部に至る地先						
漁場の 区 域	次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ及び基点第4号の各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域 基点第1号 北緯36度58分42.5秒 東経137度38分07.4秒 (測量標第101号からの方位 116度15分 153メートルの点) ア 北緯37度00分38.9秒 東経137度37分42.4秒 (基点第1号から方位 349度58分 3,640メートルの点) イ 北緯37度00分24.6秒 東経137度36分32.1秒 (基点第2号から方位 11度47分 3,640メートルの点) ウ 北緯36度59分44.6秒 東経137度33分51.8秒 (基点第3号から方位 345度05分 3,640メートルの点) エ 北緯36度59分34.6秒 東経137度32分20.1秒 (基点第4号から方位 7度02分 3,640メートルの点) 基点第4号 北緯36度57分37.4秒 東経137度32分01.5秒 (測量標第116号からの方位 80度15分 342メートルの点) 基点第2号 北緯36度58分29.1秒 東経137度36分01.4秒 (測量標第105-2号からの方位 261度11分 277メートルの点) 基点第3号 北緯36度57分50.4秒 東経137度34分29.1秒 (測量標第111号からの方位 76度22分 314メートルの点)						
3 制限又は 条件	なし						

共第2号					
種類	漁業の名称	漁業の時期	種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	てんぐさ漁業	2月1日から8月31日まで	第2種	いか小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
同	わかめ漁業	10月1日から6月30日まで	同	えび、かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	もずく漁業	5月1日から8月31日まで	同	きす刺網漁業	4月1日から10月31日まで
同	えごのり漁業	5月1日から7月31日まで	同	ひらめ、かれい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	1月1日から12月31日まで	同	かます刺網漁業	9月1日から11月30日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	同	はちめ、いしもち刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	同	たい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
同	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	同	かれい手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
第2種	いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	同	えび手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
富山県下新川郡入善町春日から同郡入善町芦崎に至る地先					
次の基点第4号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第8号の各点を順次に結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域					
基点第4号 北緯36度57分37.4秒 東経137度32分01.5秒 (測量標第116号からの方位 80度15分 342メートルの点)					
ア 北緯36度59分34.6秒 東経137度32分20.1秒 (基点第4号から方位 7度02分 3,640メートルの点)					
イ 北緯36度59分20.9秒 東経137度30分13.7秒 (基点第5号から方位 3度07分 3,640メートルの点)					
ウ 北緯36度59分07.4秒 東経137度29分25.6秒 (基点第6号から方位 3度07分 3,640メートルの点)					
エ 北緯36度58分11.7秒 東経137度26分52.9秒 (基点第7号から方位 341度05分 3,640メートルの点)					
オ 北緯36度56分38.7秒 東経137度23分58.0秒 (基点第8号から方位 323度20分 3,640メートルの点)					
基点第8号 北緯36度55分03.7秒 東経137度25分25.5秒 (測量標第132-2号からの方位 195度41分 863メートルの点)					
基点第5号 北緯36度57分23.0秒 東経137度30分05.2秒 (測量標第120号からの方位 82度00分 212メートルの点)					
基点第6号 北緯36度57分09.5秒 東経137度29分17.1秒 (測量標第123-3号からの方位 49度04分 51メートルの点)					
基点第7号 北緯36度56分19.8秒 東経137度27分40.2秒 (測量標第127号からの方位 51度45分 10メートルの点)					
なし					

共第3号					
種類	漁業の名称	漁業の時期	種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	第2種	ひらめ、かれい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	てんぐさ漁業	5月1日から8月31日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から8月31日まで
同	かき漁業	1月1日から12月31日まで	同	きす、かます刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	同	かに刺網漁業	10月1日から4月30日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	同	くるまえび刺網漁業	5月1日から8月31日まで
同	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
第2種	いか小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	同	さば地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
同	いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	同	かれい手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
富山県黒部市荒俣から同市浜石田に至る地先					
次の基点第8号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第11号の各点を順次に結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域					
基点第8号 北緯36度55分03.7秒 東経137度25分25.5秒 (測量標第132-2号からの方位 195度41分 863メートルの点) ア 北緯36度55分54.3秒 東経137度24分38.9秒 (基点第8号から方位 323度20分 1,940メートルの点) イ 北緯36度54分25.7秒 東経137度23分39.0秒 (基点第9号から方位 311度41分 1,824メートルの点) ウ 北緯36度53分07.1秒 東経137度22分48.3秒 (基点第10号から方位 276度40分 3,476メートルの点) エ 北緯36度52分29.2秒 東経137度23分38.3秒 (基点第10号から方位 251度00分 2,340メートルの点) オ 北緯36度52分01.5秒 東経137度23分23.6秒 (基点第11号から方位 279度30分 2,095メートルの点) カ 北緯36度51分41.6秒 東経137度23分44.7秒 (基点第11号から方位 260度09分 1,566メートルの点) キ 北緯36度51分57.3秒 東経137度24分12.4秒 (基点第11号から方位 284度24分 885メートルの点) 基点第11号 北緯36度51分50.1秒 東経137度24分47.0秒 (測量標第143号からの方位 203度30分 7メートルの点) 基点第9号 北緯36度53分46.2秒 東経137度24分33.9秒 (測量標第137号からの方位 186度18分 162メートルの点) 基点第10号 北緯36度52分53.8秒 東経137度25分07.7秒 (測量標第140-2号からの方位 308度59分 28メートルの点)					
なし					

共第4号					
種類	漁業の名称	漁業の時期	種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	第2種	いか小型定置漁業	4月1日から12月31日まで
同	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで	同	ひらめ、かれい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	わかめ漁業	3月1日から7月31日まで	同	かます刺網漁業	9月1日から12月31日まで
同	あおさ漁業	1月1日から7月31日まで	同	くるまえび刺網漁業	5月1日から8月31日まで
同	もずく漁業	2月1日から9月30日まで	同	すけそうたら刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	かたのり漁業	1月1日から10月31日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から9月30日まで
同	ふくろのり漁業	1月1日から12月31日まで	同	きす刺網漁業	4月1日から10月31日まで
同	いわのり漁業	4月1日から12月31日まで	同	かに刺網漁業	10月1日から4月30日まで
同	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	同	かれい手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	4月1日から9月30日まで	同	はちめ手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	4月1日から9月30日まで	同	ひらめ手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
第2種	いわし小型定置漁業	3月1日から12月31日まで	同	にぎす手繰網漁業	1月1日から12月31日まで

富山県黒部市石田(二級河川黒瀬川以東を除く。)から滑川市笠木に至る地先

次の基点第11号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第15号の各点を順次に結んだ9直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、北地区北防波堤、北地区北防波堤の先端と北地区南防波堤の先端を結んだ直線、北地区南防波堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた水域並びに南地区北防波堤、南地区北防波堤の先端と南地区南防波堤の先端を結んだ直線、南地区南防波堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた水域を除く。

- 基点第11号 北緯36度51分50.1秒 東経137度24分47.0秒
(測量標第 143号からの方位 203度30分 7メートルの点)
- ア 北緯36度51分57.3秒 東経137度24分12.4秒
(基点第11号から方位 284度24分 885メートルの点)
- イ 北緯36度51分41.6秒 東経137度23分44.7秒
(基点第11号から方位 260度09分 1,566メートルの点)
- ウ 北緯36度52分01.5秒 東経137度23分23.6秒
(基点第11号から方位 279度30分 2,095メートルの点)
- エ 北緯36度52分29.2秒 東経137度23分38.3秒
(基点第10号から方位 251度00分 2,340メートルの点)
- オ 北緯36度52分38.9秒 東経137度23分25.4秒
(基点第10号から方位 259度35分 2,575メートルの点)
- カ 北緯36度50分59.1秒 東経137度22分34.4秒
(基点第12号から方位 296度11分 2,645メートルの点)

キ 北緯36度49分25.9秒 東経137度21分57.3秒
(基点第15号から方位 6度00分 3,848メートルの点)
ク 北緯36度48分16.8秒 東経137度20分16.1秒
(基点第15号から方位 308度52分 2,700メートルの点)
基点第15号 北緯36度47分21.7秒 東経137度21分40.8秒
(測量標第159号からの方位 42度35分 114メートルの点)
基点第10号 北緯36度52分53.8秒 東経137度25分07.7秒
(測量標第140-2号からの方位 308度59分 28メートルの点)
基点第12号 北緯36度50分21.0秒 東経137度24分10.1秒
(測量標第19-2号からの方位 39度53分 163メートルの点)

公共施設である港湾の外郭施設の維持及び管理に支障のないようにしなければならない。

共第5号					
種類	漁業の名称	漁業の時期	種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	てんぐさ漁業	4月1日から12月31日まで	第2種	ほたるいか小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
同	もずく漁業	1月1日から4月30日まで	同	あじ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
同	あおりのり漁業	1月1日から5月31日まで	同	かます刺網漁業	9月1日から12月31日まで
同	かき漁業	3月1日から10月31日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	同	たい、ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	なまこ漁業	1月1日から3月31日まで	同	くるまえび刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	同	かれい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	ささえ漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	きす手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
第2種	いわし小型定置漁業	9月1日から1月31日まで			
富山県滑川市四ツ屋から同市魚躬に至る地先					
次の基点第15号、ア、イ、ウ、エ及び基点第17号の各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域					
基点第15号 北緯36度47分21.7秒 東経137度21分40.8秒 (測量標第159号からの方位 42度35分 114メートルの点)					
ア 北緯36度48分16.8秒 東経137度20分16.1秒 (基点第15号から方位 308度52分 2,700メートルの点)					
イ 北緯36度47分36.5秒 東経137度20分37.2秒 (基点第15号から方位 286度00分 1,640メートルの点)					
ウ 北緯36度46分22.3秒 東経137度18分47.4秒 (基点第17号から方位 351度07分 1,620メートルの点)					
エ 北緯36度46分07.5秒 東経137度18分53.9秒 (基点第17号から方位 355度30分 1,147メートルの点)					
基点第17号 北緯36度45分30.4秒 東経137度18分57.4秒 (測量標第167号からの方位 278度30分 118メートルの点)					
境界線附近における小型定置漁業については、隣接定置漁業権者と協議のうえ敷設しなければならない。					

共第6号					
種類	漁業の名称	漁業の時期	種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	もずく漁業	2月1日から8月31日まで	第2種	かます刺網漁業	8月1日から12月31日まで
同	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	同	くるまえび刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	1月1日から12月31日まで	同	さより刺網漁業	4月1日から6月30日まで
同	ばい漁業	4月1日から12月31日まで	同	かに刺網漁業	3月1日から11月30日まで
同	しろえび漁業	4月1日から11月30日まで	同	ひらめ、かれい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	こだまがい漁業	1月1日から12月31日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	てんぐさ漁業	4月1日から8月31日まで	同	たい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	同	きす刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	あじ地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
同	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	同	かます地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
第2種	ほたるいか小型定置漁業	3月1日から8月31日まで	同	かれい、きす手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
同	いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	同	えび手繰網漁業	1月1日から12月31日まで

富山県富山市水橋町から射水市本江に至る地先

次の基点第17号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第22号の各点を順次に結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、岩瀬東防波堤、岩瀬東防波堤の先端と東防波堤の先端を結んだ直線、東防波堤の先端と西防波堤の先端を結んだ直線、西防波堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた水域を除く。

基点第17号	北緯36度45分30.4秒	東経137度18分57.4秒			
(測量標第167号からの方位)		278度30分	118	メートルの点)	
ア	北緯36度46分07.5秒	東経137度18分53.9秒			
(基点第17号から方位)		355度30分	1,147	メートルの点)	
イ	北緯36度46分22.3秒	東経137度18分47.4秒			
(基点第17号から方位)		351度07分	1,620	メートルの点)	
ウ	北緯36度46分25.2秒	東経137度17分10.9秒			
(基点第18号から方位)		342度00分	1,870	メートルの点)	
エ	北緯36度47分00.1秒	東経137度14分18.3秒			
(基点第20号から方位)		29度00分	2,365	メートルの点)	
オ	北緯36度47分31.4秒	東経137度14分11.7秒			
(基点第20号から方位)		17度55分	3,190	メートルの点)	
カ	北緯36度47分22.2秒	東経137度12分57.0秒			
(基点第20号から方位)		342度27分	2,884	メートルの点)	
キ	北緯36度47分12.8秒	東経137度12分35.2秒			
(基点第21号から方位)		355度27分	3,000	メートルの点)	

ク	北緯36度47分12.8秒	東経137度11分05.2秒		
(基点第22号から方位		29度42分	3,329	メートルの点)
ケ	北緯36度46分19.3秒	東経137度11分15.9秒		
(基点第22号から方位		57度00分	2,282	メートルの点)
コ	北緯36度46分22.9秒	東経137度10分09.1秒		
(基点第22号から方位		10度47分	1,378	メートルの点)
基点第22号	北緯36度45分39.0秒	東経137度09分58.7秒		
(測量標第60-2号からの方位		109度30分	132	メートルの点)
基点第18号	北緯36度45分27.4秒	東経137度17分34.1秒		
(測量標第182-2号からの方位		18度02分	24	メートルの点)
基点第20号	北緯36度45分53.0秒	東経137度13分32.0秒		
(測量標第193号からの方位		246度07分	229	メートルの点)
基点第21号	北緯36度45分35.7秒	東経137度12分44.7秒		
(測量標第196号からの方位		215度57分	43	メートルの点)

- 1 小型定置漁業については、隣接定置漁業権者と協議のうえ敷設しなければならない。
- 2 次のサ、シ、エ、ス、セ、ソ及びサの各点を順次に結ぶ直線によって囲まれた区域内に停泊することを目的に出入りする船舶の妨げをしてはならない。

サ	北緯36度46分33.6秒	東経137度14分42.2秒		
(基点第20号から方位		54度15分12秒	2,143.671	メートルの点)
シ	北緯36度46分55.2秒	東経137度14分42.3秒		
(基点第20号から方位		42度13分06秒	2,591.758	メートルの点)
エ	北緯36度47分00.1秒	東経137度14分18.3秒		
(基点第20号から方位		29度00分	2,365	メートルの点)
ス	北緯36度47分19.1秒	東経137度14分14.3秒		
(基点第20号から方位		21度29分49秒	2,854.788	メートルの点)
セ	北緯36度47分19.2秒	東経137度14分05.6秒		
(基点第20号から方位		17度20分54秒	2,784.123	メートルの点)
ソ	北緯36度46分33.7秒	東経137度14分05.9秒		
(基点第20号から方位		33度48分04秒	1,509.611	メートルの点)
- 3 公共施設である港湾の外郭施設の維持及び管理に支障のないようにしなければならない。

共第7号					
種類	漁業の名称	漁業の時期	種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	かき漁業	1月1日から12月31日まで	第2種	いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	同	かに刺網漁業	3月1日から11月30日まで
同	しろえび漁業	4月1日から11月30日まで	同	くるまえび刺網漁業	4月1日から1月31日まで
同	てんぐさ漁業	4月1日から8月31日まで	同	ひらめ、かれい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	同	たこかご(つぼ)なわ漁業	1月1日から12月31日まで
同	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

富山県射水市海老江から同市庄西町一丁目に至る地先

次の基点第22号、ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域及びオ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及び基点第26号の各点を順次に結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域。ただし、新湊マリナー防波堤(南)、新湊マリナー防波堤(南)の外縁を新湊マリナー防波堤(北)まで延長した線、新湊マリナー防波堤(北)及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた水域を除く。

基点第22号	北緯36度45分39.0秒	東経137度09分58.7秒		
(測量標第60-2号からの方位)	109度30分	132	メートルの点)	
ア	北緯36度47分14.6秒	東経137度10分21.4秒		
(基点第22号から方位)	10度47分	3,000	メートルの点)	
イ	北緯36度47分46.7秒	東経137度08分31.8秒		
(基点第23号から方位)	11度08分	3,008	メートルの点)	
ウ	北緯36度47分55.9秒	東経137度08分00.3秒		
(基点第24号から方位)	22度57分	2,963	メートルの点)	
エ	北緯36度46分59.0秒	東経137度07分10.2秒		
(基点第24号から方位)	354度48分05秒	979.161	メートルの点)	
基点第23号	北緯36度46分10.9秒	東経137度08分08.4秒		
(測量標第64-4号からの方位)	276度18分	350	メートルの点)	
基点第24号	北緯36度46分27.4秒	東経137度07分13.8秒		
(測量標第212-4号からの方位)	151度28分	220	メートルの点)	
基点第25号	北緯36度46分36.6秒	東経137度06分31.5秒		
(測量標第138-2号からの方位)	211度24分	582	メートルの点)	
オ	北緯36度46分55.4秒	東経137度06分38.0秒		
(基点第25号から方位)	15度37分	600	メートルの点)	
カ	北緯36度47分15.2秒	東経137度06分44.9秒		

(基点第25号から方位 キ	15度37分 北緯36度48分04.3秒	1,235 東経137度07分27.6秒	メートルの点)
(基点第25号から方位 ク	27度18分 北緯36度48分56.8秒	3,038 東経137度05分09.2秒	メートルの点)
(基点第26号から方位 ケ	29度00分 北緯36度48分40.8秒	3,000 東経137度04分30.5秒	メートルの点)
(基点第27号から方位 コ	29度00分 北緯36度48分20.7秒	1,850 東経137度04分16.7秒	メートルの点)
(基点第27号から方位 サ	29度00分00秒 北緯36度48分06.0秒	143.661 東経137度04分34.2秒	メートルの点)
(基点第26号から方位 基点第26号	29度00分00秒 北緯36度47分31.6秒	1,212.616 東経137度04分10.6秒	メートルの点)
(測量標第 226号からの方位 基点第27号	153度30分 北緯36度47分48.3秒	180 東経137度03分54.3秒	メートルの点)
(測量標第 227号からの方位	308度35分	293	メートルの点)

1 次のシの点を中心として半径400メートルを有する円内の区域及び次のス、セ、ソ及びタの各点を順次に結ぶ直線によって囲まれた区域内に停泊することを目的に出入りする船舶の妨げをしてはならない。

シ	北緯36度46分59.8秒	東経137度08分21.2秒	
(基点第23号から方位	11度56分47秒		1,538.153メートルの点)
ス	北緯36度47分04.9秒	東経137度08分36.0秒	
(基点第23号から方位	22度24分53秒		1,798.713メートルの点)
セ	北緯36度47分41.1秒	東経137度08分50.8秒	
(基点第23号から方位	20度43分37秒		2,972.326メートルの点)
ソ	北緯36度47分47.8秒	東経137度08分28.0秒	
(基点第23号から方位	9度16分53秒		3,024.960メートルの点)
タ	北緯36度47分10.9秒	東経137度08分13.0秒	
(基点第23号から方位	3度34分46秒		1,853.296メートルの点)

2 公共施設である港湾の外郭施設の維持及び管理に支障のないようにしなければならない。

共第8号					
種類	漁業の名称	漁業の時期	種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	かき漁業	1月1日から12月31日まで	第1種	えごのり漁業	5月1日から8月31日まで
同	ばい漁業	4月1日から8月31日まで	同	もずく漁業	1月1日から8月31日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	同	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	なまこ漁業	11月1日から5月31日まで	第2種	いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
同	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	同	はちめ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
同	わかめ漁業	10月1日から6月30日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	てんぐさ漁業	11月1日から8月31日まで	同	かに刺網漁業	3月1日から11月30日まで
同	ふのり漁業	2月1日から8月31日まで	同	くるまえび刺網漁業	4月1日から10月31日まで
同	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	同	かれい刺網漁業	10月1日から4月30日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	同	さより刺網漁業	4月1日から6月30日まで
同	うに漁業	1月1日から12月31日まで	同	ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	いわのり漁業	10月1日から5月31日まで	第3種	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
同	ほんだわら類漁業	1月1日から12月31日まで	同	かれい手繰網漁業	1月1日から12月31日まで

富山県高岡市伏木から同市太田に至る地先

次の基点第27号、ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域及び基点第29号、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第31号の各点を順次に結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

基点第27号	北緯36度47分48.3秒	東経137度03分54.3秒	
(測量標第 227号からの方位	308度35分	294	メートルの点)
ア	北緯36度48分40.8秒	東経137度04分30.5秒	
(基点第27号から方位	29度00分	1,850	メートルの点)
イ	北緯36度48分20.7秒	東経137度04分16.7秒	
(基点第27号から方位	29度00分00秒	1,143.661	メートルの点)
ウ	北緯36度48分38.4秒	東経137度03分55.5秒	
(基点第27号から方位	1度05分07秒	1,547.344	メートルの点)
エ	北緯36度48分41.9秒	東経137度03分52.5秒	
(基点第27号から方位	358度29分	1,653	メートルの点)
オ	北緯36度49分00.2秒	東経137度04分08.4秒	
(基点第27号から方位	9度00分	2,244	メートルの点)

基点第29号	北緯36度48分12.7秒	東経137度03分15.5秒	
(測量標第11号からの方位	286度00分	370	メートルの点)
カ	北緯36度48分18.1秒	東経137度03分20.8秒	
(基点第29号から方位	38度17分	215	メートルの点)
キ	北緯36度48分25.5秒	東経137度03分17.8秒	
(基点第29号から方位	8度17分	400	メートルの点)
ク	北緯36度49分05.0秒	東経137度04分02.6秒	
(基点第29号から方位	35度58分	1,990	メートルの点)
ケ	北緯36度49分35.8秒	東経137度03分27.2秒	
(基点第30号から方位	25度33分	2,000	メートルの点)
コ	北緯36度50分34.6秒	東経137度01分53.1秒	
(基点第31号から方位	41度20分	2,000	メートルの点)
基点第31号	北緯36度49分45.8秒	東経137度00分59.8秒	
(測量標第185-3号からの方位	326度02分	101	メートルの点)
基点第30号	北緯36度48分37.3秒	東経137度02分52.5秒	
(測量標第271号からの方位	309度53分	53	メートルの点)

公共施設である港湾の外郭施設の維持及び管理に支障のないようにしなければならない。

共第9号					
種類	漁業の名称	漁業の時期	種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	てんぐさ漁業	4月1日から8月31日まで	第1種	うに漁業	9月1日から5月31日まで
同	えごのり漁業	5月1日から8月31日まで	第2種	いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
同	わかめ漁業	10月1日から6月30日まで	同	はちめ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
同	もずく漁業	1月1日から8月31日まで	同	さより刺網漁業	4月1日から6月30日まで
同	いわのり漁業	10月1日から5月31日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	1月1日から12月31日まで	同	かに刺網漁業	3月1日から11月30日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	同	くるまえび刺網漁業	4月1日から12月31日まで
同	なまこ漁業	11月1日から5月31日まで	同	かれい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	同	ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	ほんだわら類漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
同	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで	同	かれい手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで			

富山県氷見市島尾から同市脇に至る地先

次の基点第31号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第38号の各点を順次に結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

基点第31号	北緯36度49分45.8秒	東経137度00分59.8秒		
(測量標第 185-3号からの方位)		326度02分	101	メートルの点)
ア	北緯36度50分12.1秒	東経137度01分28.5秒		
(基点第31号から方位)		41度20分	1,078	メートルの点)
イ	北緯36度50分25.3秒	東経137度01分07.8秒		
(基点第32号から方位)		41度10分	1,055	メートルの点)
ウ	北緯36度51分14.3秒	東経137度00分27.7秒		
(基点第33号から方位)		64度05分	1,312	メートルの点)
エ	北緯36度52分32.9秒	東経137度00分33.6秒		
(基点第34号から方位)		91度23分	2,216	メートルの点)
オ	北緯36度52分56.7秒	東経137度00分45.5秒		
(基点第35号から方位)		102度38分	1,439	メートルの点)
カ	北緯36度54分02.6秒	東経137度01分27.2秒		
(基点第36号から方位)		119度27分	984	メートルの点)
キ	北緯36度55分15.6秒	東経137度02分33.2秒		
(基点第37号から方位)		125度00分	1,186	メートルの点)
ク	北緯36度55分36.4秒	東経137度02分34.3秒		

ケ	(基点第37号から方位 北緯36度55分54.2秒	92度15分 東経137度02分48.5秒	1,000	メートルの点)
コ	(基点第37号から方位 北緯36度57分20.0秒	69度22分 東経137度03分27.0秒	1,445	メートルの点)
	(基点第38号から方位 北緯36度57分33.0秒	128度00分 東経137度03分06.1秒	656	メートルの点)
	(測量標第 260-2号からの方位	57度56分	42	メートルの点)
	基点第32号 北緯36度49分59.5秒	東経137度00分40.0秒		
	(測量標第 172-3号からの方位	29度30分32秒	10.538	メートルの点)
	基点第33号 北緯36度50分55.6秒	東経136度59分40.1秒		
	(測量標第 181-2号からの方位	331度31分08秒	140.145	メートルの点)
	基点第34号 北緯36度52分34.5秒	東経136度59分04.1秒		
	(測量標第 241-2号からの方位	203度37分	245	メートルの点)
	基点第35号 北緯36度53分06.9秒	東経136度59分48.7秒		
	(測量標第 243-2号からの方位	11度50分20秒	98.354	メートルの点)
	基点第36号 北緯36度54分18.3秒	東経137度00分52.5秒		
	(測量標第 249-2号からの方位	292度08分	28	メートルの点)
	基点第37号 北緯36度55分37.7秒	東経137度01分53.9秒		
	(測量標第 253-2号からの方位	9度00分	635	メートルの点)
なし				

共第10号					
種 類	漁業の名称	漁業の時期	種 類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	第1種	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
同	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで	同	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
同	えご漁業	1月1日から12月31日まで	第2種	雑魚刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで	同	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
同	たこ漁業	1月1日から12月31日まで			
富山県氷見市脇から石川県七尾市大泊町に至る地先					
次の基点第38号、ア、イ、ウ及び基点第38号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域					
基点第38号 北緯36度57分33.0秒 東経137度03分06.1秒 (測量標第260-2号からの方位 57度56分 42 メートルの点)					
ア 北緯36度57分34.0秒 東経137度03分14.1秒 (基点第38号から方位 81度30分 200 メートルの点(基点第38号から見た仏島の左端))					
イ 北緯36度57分19.5秒 東経137度03分37.2秒 (ア点から方位 128度00分 725 メートルの点)					
ウ 北緯36度57分14.9秒 東経137度03分35.1秒 (基点第38号から方位 128度00分 910 メートルの点)					
なし					

共同漁業権関係地区

免許番号	関係地区
共第1号	富山県下新川郡朝日町境、宮崎、見崎、横尾、大屋、草野及び赤川
共第2号	富山県下新川郡入善町春日、横山、八幡、入膳、吉原、目川、木根、神子沢、五十里、下飯野及び芦崎
共第3号	富山県黒部市荒俣、大開、吉田、生地芦崎、生地、立野、新町及び浜石田
共第4号	富山県黒部市石田（二級河川黒瀬川以西） 富山県魚津市経田西町、経田中町、本新、岡経田、仏田、青島、北中、北鬼江、仏又、諏訪町、火の宮、本町一丁目、本町二丁目、新角川一丁目、新角川二丁目、上口一丁目及び上口二丁目 富山県滑川市三ヶ、吉浦及び笠木
共第5号	富山県滑川市（三ヶ、吉浦及び笠木を除く。）
共第6号	富山県富山市水橋町、水橋魚躬、水橋山王町、水橋川原町、水橋辻ヶ堂、水橋大町、水橋中町、水橋島等、浜黒崎、日方江、海岸通り、東岩瀬町、東岩瀬村、岩瀬諏訪町、岩瀬港町、岩瀬古志町、岩瀬萩浦町、岩瀬松原町、岩瀬白山町、岩瀬入船町、岩瀬天神町、岩瀬梅本町、岩瀬高島町、岩瀬赤田町、草島、四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、四方田町、四方野割町、四方一番町、四方二番町、四方神明町、四方新、四方新出町、打出、打出新、つばめ野一丁目、つばめ野二丁目及びつばめ野三丁目 富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇
共第7号	富山県射水市海老江練合、海老江、海老江浜開、本江、射水町一丁目、射水町二丁目、堀岡古明神、堀岡新明神、堀岡、堀岡明神新、放生津町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、立町、二の丸町、中新湊、桜町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、中央町、港町、庄川本町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、越の潟町、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺
共第8号	富山県高岡市伏木本町、伏木中央町、伏木国分一丁目、伏木国分二丁目、伏木錦町、伏木古府一丁目、伏木古府二丁目、伏木古府三丁目、伏木古府元町、伏木矢田、伏木湊町、伏木一宮一丁目、伏木一宮二丁目、伏木東一宮、伏木古国府、伏木二丁目、太田及び渋谷
共第9号	富山県氷見市島尾、窪、柳田、地蔵町、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、朝日丘、丸の内、北大町、幸町、南大町、比美町、中央町、本町、朝日本町、栄町、諏訪野、間島、阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、姿、中田、中波及び脇
共第10号	富山県氷見市脇、中波、中田及び姿並びに石川県七尾市大泊町、東浜町及び黒崎町

4 免許予定日

共第10号 令和5年9月1日

共第1～9号 令和6年1月1日

5 免許の申請期間

共第10号 令和5年6月1日から令和5年6月29日まで

共第1～9号 令和5年10月2日から令和5年10月31日まで

第4 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
異議なしとの答申があったため、案のとおり作成

第5 漁場図































